

TUMSAT-OACIS Repository - Tokyo

University of Marine Science and Technology

(東京海洋大学)

海洋保護区の設定に関する比較研究
—国際法の議論と日本の取組—

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2016-07-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 青木, 望美 メールアドレス: 所属:
URL	https://oacis.repo.nii.ac.jp/records/1303

【課程博士】（博士論文審査及び最終試験の結果要旨）

学生氏名：青木 望美

博士論文題目：海洋保護区の設定に関する比較研究—国際法の議論と日本の取組—

博士論文審査：

学生から提出された博士論文について、公開発表会が2月15日に行われ、審査委員と学生の間で質疑応答が繰り返され、国際的な動向と国内事例との関係、対馬海峡と保護区の関係など、適切な回答がなされたことから、博士論文としての質を十分に確保していると判断した。とくに、日本国内の海洋保護区設置に関する実証分析については各審査委員から高い評価を得た。

本研究では、UNCLOS体制が目指す海洋の一体的・総合的管理の実現に向け、生物多様性の保全や他の資源管理も含めた海域管理に基づく海洋保護区の設定と、個々の生物種を基本として管理を行う日本の取組との比較分析がなされている。具体的には、まず先行研究をレビューし、国際法における海洋保護区の議論を整理する。とくに法的拘束力のないソフト・ロー、具体的には世界公園会議において累積された勧告を、国際法の議論に位置づけたうえで、国際法および海洋法に関する二次文献を、生物多様性条約の締約国会議における宣言や勧告、世界公園会議における勧告文などの一次文献から裏づけしつつ、国際的なルールの動向が分析されている。これは、生物資源管理を環境政策に取り込んで検討している点で、学術的な意義がある。

【結果と考察】

まず、国際社会では、海洋生物資源および生物多様性の保全については、予防的アプローチを適用する傾向にあることがわかった。例えば世界公園会議では、専門家などを中心としつつ、国家も主体となって参加している。その議論の内容は、他の国際法の議論を踏まえたもので、海洋保護区の具体的な監視措置などから、国際法の実効性を担保するものとして意義がある。ただし、どのような勧告文が国際法形成にいかなる影響を与えてきたかについての相関関係については論証するに至らず、その具体的な規範的影響については今後の課題である。

次に、日本では、海洋保護区の管理について、伝統的な海域利用を考慮し、個別の資源管理が基本となっていることがわかった。2011年に日本初の地域版海洋基本計画を策定し、保護区の設定を試みている竹富町の事例では、法改正によって生物多様性の保全も目的として追加されている。次いで対馬市の事例では、地域の環境基本計画において記され、陸域・海域を一体として捉えた生物多様性の保全を意図したものであることが明らかにされた。しかし、海域公園の拡大に基づく海洋保護区の強化をはかりつつある竹富町の事例では、水産資源についてはこれに含まれないため、それをどのように海洋保護区に取り込んでいくのかが別途検討が必要となる。

これらの成果は、日本漁業の特徴が国際的な動向といかなる相違があるのかについて、国際法および環境政策の観点から分析の結果、明確にした点で優れており、包括的な環境の視座から設定される国際的な海洋保護区の議論がどのように日本の漁業に有益かについての更なる分析が求められるものの、海洋環境政策分野の発展にも大きく貢献する優れた研究といえる。

以上の内容から、学生から提出された博士論文は、国際法および海洋環境政策における学術的意義、新規性、独創性及び応用的価値を有しており、博士学位に値することを審査委員一同確認した。

最終試験の結果要旨：

最終試験は2月15日に行われた。審査委員一同出席の下、学生に対して、博士論文の内容について最終確認の質疑応答を行い、その内容は十分であった。本学生は、第一著者として「沖縄県竹富町の海洋保護区構想—日本型海洋保護区の新たな視点—」（2012年）、「世界公園会議における海洋保護区制度の国際法的評価—第6回（2014年）までの展開—」（2015年）を投稿済である。論文には英語文献も多く引用され、世界公園会議に関する論文末尾には本学生が執筆した英文概要が掲載されていることから、英語の学力について問題ないと判断された。また、講演発表は、国内学会6回の実施を確認した。以上から、学生について博士論文審査、最終試験とも合格と判定した。